

令和6年12月23日

内閣総理大臣
石破 茂 様

ひとり親世帯の児童扶養手当「年収の壁」大幅な引き上げと ふたり親含め低所得子育て世帯への給付拡充に関する 共同要望書

公益財団法人あすのば
認定特定非営利活動法人キッズドア
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

さまざまな「年収の壁」に関して議論されていますが、とくに重要なのが、ひとり親世帯への児童扶養手当「所得制限の壁」の見直しです。現在は、年収385万円を超すと児童扶養手当が受けられないだけでなく、自治体実施の「ひとり親世帯医療費助成」など、数多くのひとり親世帯への支援が受けられなくなります。さらに、年収190万円以上で給付額が減ります（世帯人数2人の場合）。このため、ひとり親の働き控えや経済的自立を阻害している状況があります。

また、児童扶養手当の額は、子ども3人目以降の加算額が増えましたが、大部分の受給世帯である子ども2人以下の世帯の手当額は増えていません。

さらに、困窮ふたり親世帯の子どもに対する給付制度はありません。

そこで、子どもの貧困対策に取り組む団体で、低所得子育て世帯への経済支援に関して、来年度予算編成において、以下の項目の実現を強く要望いたします。経済的困窮世帯の子どもが自分らしく育ち、保護者が安心して子育てするために、制度の拡充・改善を求めます。

1. 児童扶養手当「所得制限の壁」大幅な引き上げ

ひとり親世帯への児童扶養手当の所得制限（一部支給・世帯人数2人）を、年収590万円（私立高校無償化ライン）まで引き上げてください。1985年から1998年までの所得制限は、年収407.8万円であり、26年前より所得制限が厳しい現状を放置してはなりません。また、全部支給の所得制限（世帯人数2人）を年収385万円まで引き上げてください。1998年までの所得制限は、年収204.8万円であり、大幅な引き上げが必要です。

2. 児童扶養手当の増額

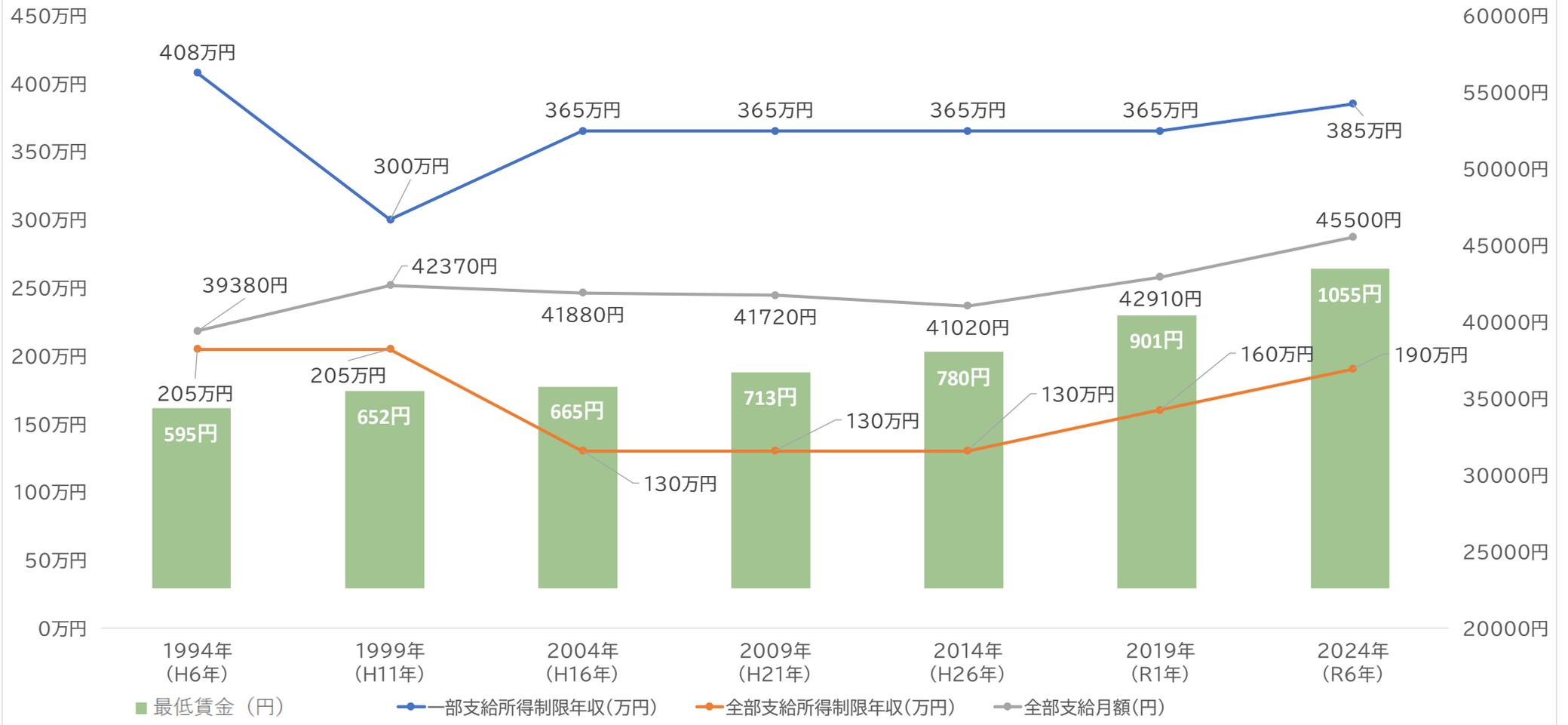
児童扶養手当の全部支給の月額を、少なくとも1万円増額し、4万5500円から5万5500円にしてください。2004年の月額が4万1880円で、この20年で3620円しか増えていません。また、子ども2人目以降の加算額も1万円増額し、1万750円から2万750円としてください。

3. 困窮ふたり親世帯に児童手当の上乗せ支給

困窮するふたり親世帯等への新たな給付金制度として、年収590万円までの世帯の子どもへの児童手当を、少なくとも月額1万円上乗せして支給してください。

以上

児童扶養手当の年収制限と最低賃金の推移



	1994年 (H6年)	1999年 (H11年)	2004年 (H16年)	2009年 (H21年)	2014年 (H26年)	2019年 (R1年)	2024年 (R6年)	
児童扶養手当 (一部支給所得制限・子ども1人)	407.8	300	365	365	365	365	385	(万円)
児童扶養手当 (全部支給所得制限・子ども1人)	100	73.6	89.5	89.5	89.5	89.5	94.4	(万円)
児童扶養手当 (全部支給・子ども1人)	204.8	204.8	130	130	130	160	190	(万円)
児童扶養手当 (全部支給・子ども1人)	100	100.0	63.5	63.5	63.5	78.1	92.8	
児童扶養手当 (全部支給・子ども1人)	¥39,380	¥42,370	¥41,880	¥41,720	¥41,020	¥42,910	¥45,500	
最低賃金 (全国加重平均額)	¥595	¥652	¥665	¥713	¥780	¥901	¥1,055	
最低賃金 (全国加重平均額)	100	109.6	111.8	119.8	131.1	151.4	177.3	

2024年度の死別ひとり親世帯への遺族基礎年金は、87,567円(子ども1人)で児童扶養手当の1.9倍